



伊豆の国市 議会だより

2023年11月1日発行
No.70

発行：伊豆の国市議会
〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340-1
☎055-948-1417 FAX 055-948-2913
<http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>

i 狩野川神島公園 Kanogawa Kamishima Park

公園全体図 **広場周辺案内**

凡例 / Legend

- トイレ Toilets
- 駐車場 Parking
- 駐輪場 Bicycle parking

狩野川神島公園利用規定

- 園内での喫煙などについては、自己責任となります。
- 公園内ではスマートフォン等の使用は、お客様同士で譲り合ってください。
- 警察からの指示事項は、厳守してください。

禁止事項

- 火気の使用
- 飲酒
- 犬の散歩
- 自転車の通行
- 自動車の通行
- 駐車場の使用
- 駐輪場の使用

（公園のご利用にあたって）

- パークユーザーになる場合は管理費の許可が必要です。
- コピーは、必ず持ち帰りましょう。
- 知らない物は持ち込まないでください。
- 小さな子には必ず大人が付き添いましょう。
- 周りの人の迷惑になることほしくないでください（ゴルフなど）。
- マナーを守って、みんなであそびましょう。
- 川に入る時は、ライフジャケットの着用をお願いします。

伊豆の国市 連絡先
〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340-1
電話 055-948-2929

9月定例会

常任委員会報告 2~3
一般質問 4~9

審議結果・賛否一覧 10~11
トピック 議会の動き 12

総務産業建設委員会

令和4年度伊豆の国市一般会計歳入歳出決算の認定について

■儀式褒賞事業の賀詞交歓会は、今後
は行わないのか。

コロナウイルスの蔓延時には行っていない。市長が交代し、事務事業の見直しで、賀詞交歓会に関しては取りやめ、表彰式のみをしっかり行っていくということ、昨年度から実行している。近隣他市町の状況を調べたところ、新年の賀詞交歓会を地方公共団体が主催しているところは極めて少なく、商工会、あるいは商工会議所などが主催しているところが多いこともあり、事業を縮小した。

■深沢橋架替事業の令和4年度までの
工事の進捗、および完成時期がいつになるのか。

工事については現在予定通り進んでいる。令和2年度から工事が始まり、令和3年度に深沢橋の上流部に、迂回路となる仮設の車道橋、歩道橋を設置し、令和4年度に既設橋の撤去を行った。また、令和4年度、5年度とかけ右岸、県道側の新しい橋の下部工に着手している。令和5年度、6年度で

反対側の左岸の下部工に着手する予定。令和7年2月に新しい橋の暫定供用に向けて、スケジュール通りに動いている。



深沢橋架替事業
右岸下部工完成状況

令和4年度伊豆の国市楠木及び天野場水場管理特別会計歳入歳出決算の認定について

■この特別会計を存続するのか、検討されたか。

特別会計の廃止条例等の制定や、基金を一般会計に組み入れる作業を進めている。

令和4年度伊豆の国市下水道事業会計決算の認定について

■減価償却費について、約5億6千万円の金額が出ているが、台帳管理はどのようにしているのか。

台帳管理については、企業会計へ移行の際に減価償却費を明確に出さなければなら

ないので、委託費を使っ

伊豆の国市土砂等による盛土等の規制に関する条例の制定について

■第31条に罰金刑があるが、第1項の50万円、第2項の10万円といった水準の根拠の説明を。

同様の条例を既に施行している近隣市町の条例の罰則の内容を参考にしてこの数字とした。検察と協議し、近隣と同程度なので問題ないという意見ももっている。

■第6条、第2項に、「災害の防止及び環境の保全を図るために必要な措置を講じなければならない」とあるが、必要な措置とは。

最終的には違法な盛土の撤去、原状回復まで想定している。

■土地所有者に、盛土の撤去、原状回復まで求めるということか。

伊豆の国市土地開発公社の解散について

■伊豆の国市に引き継がれる財産の総額は。

令和4年度決算時点で、904万3

346円が財産として残っている。出資金900万円と、それ以外の年度間の調整による余剰金が4万3346円となっているので、令和5年度の必要経費を支払い伊豆の国市に引き継がれる。

権利の放棄について(市営住宅使用料)

■所在不明というが、保証人の所在はあったのか。

最初に市営住宅に入るに当たっては、入居の名義人に対して連帯保証人を設定しているが、入居承継された際には、保証人は引き継がれない。したがって、入居承継された際に新たに保証人を設定できなかった。

■所在が不明で、権利を放棄せざるを得なくなったが、判断の基準は。また、今後も議会の議決を経なければならぬのか。

市営住宅に入居されている方であれば、5年・6年たつても入居されている以上、権利の放棄という考え方はない。権利の放棄に、一律簡単な基準は難しい。例えば、債権管理条例を定めている自治体であれば、権利の放棄の議案を取るのではなく、条例に沿って権利の放棄、不納欠損処分をしていくやり方も選択肢としてある。

福祉文教環境委員会

令和4年度伊豆の国市一般会計歳入歳出決算の認定について

■高齢者福祉施設のあり方審議会は何回行われて、審議内容は。

昨年度は3回実施。1回目は各委員より高齢者施設に対する課題。2回目はその中で高齢者の移動手段、御用聞きサービス、認知症高齢者についての議論。3回目については委員より出された課題について調査の必要性などのご意見をいただいた。

■長寿祝い事業は、区が実施する事業に対し補助するものであるが、実施の有無をはじめ、区により差が生じている。平等に高齢者に敬老の意を表する施策の検討は。

区への依頼事業であることから、実施の有無による不平等は認識している。具体的な検討策はないが、コロナ禍も明け敬老会の実施も増えてきている状況の中、少しずつ今後検討していく。



■市民後見人の育成が令和4年度2人であったが、今後増やしていけるのか。

高齢化が進む中需要は高くなることから、市民後見人の育成は急務。ただ雇用延長が進む中、後見人養成講座を受講し終えた方の高齢化が危惧される。

■若年がん患者等支援事業は、補正具購入費として23万3740円の補助金が出ているが、このがん患者等支援事業についての周知の方法及び補助の内容は。

広報いずのくにやホームページで周知している。補助の内容は、ウイッグ(かつら)が11件、補正下着が2件。

■庁用車(清掃車)が、決算で3台増加し、2台減少の内訳は。
1台は長岡清掃センター、もう1台は大仁清掃センターの更新に伴うもの。もう1台についても、長岡し尿処理場の汚泥運搬車、ダンプトラックの更新に伴うもの。減少分の2台は、大仁清掃センター、長岡し尿処理場の車両の更新によるもの。

■ごみ減量対策の印刷製本費108万4千円、2万部の配布先は。
各戸配布となる。組に入っていない方にも配布している。また、市民課にも常備している。

■大仁最終処分場が令和12年度閉鎖予定で、現状の市内最終処分場がなくなるが、その後の予定は。

大仁最終処分場が、今のままでは令和12年度末に許容量を迎える中で、新しく最終処分場を確保するのか、焼却灰の処理技術が進んでいることから、焼却灰のリサイクルを含めた資源循環を考えた中で総合的に判断する。

■小水力発電の基礎調査170万円の結果は。

当市において深沢川と奈古谷の舟口川の2カ所で調査を実施した結果、舟口川については、机上調査の検討において実効性なしと判断。深沢川については、経費的にも採算が取れないとの結論に至った。今後既存の用水路も活用した小水力発電について企業とも検討したい。

令和4年度伊豆の国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

■ジェネリック医薬品は国が推奨し、医療機関は患者に使用を勧めるようになってきているのか。

国保運営協議会の意見は、推奨する方針であるが、現状ではジェネリック医薬品が不足し入荷が困難となっている

るため、切り替えは簡単ではない。

令和4年度伊豆の国市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

■保険料の滞納によって、短期保険証、資格証明書が発行された人数は。

令和4年度8月更新時には、短期保険証が22人、資格証明書はゼロ。

令和4年度伊豆の国市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

■介護保険料について、200人で936万3980円の不納欠損とあるが、これは5年経過したのか。

介護保険料は、料金になるので税と違い、5年ではなく2年経過したものの

権利の放棄について(幼稚園給食費)

■給食費の時効は何年か。また、時効の援用とは。

時効は、令和2年4月1日の民法改正により2年から5年に変更となった。時効の援用とは、私債権であるため、税等と違い年数が経過しただけで時効が成立しなく、債務者による時効の主張がなければ成立しない。この主張を時効の援用と言う。